

営繕工事における週休2日促進工事实施要領

令和元年5月14日
総務部営繕課

1 目的

この要領は、総務部が発注する営繕工事における週休2日の取組において、対象工事、実施方式、労務費の補正その他試行に関する基本的な事項を定め、もって、週休2日を促進することを目的とする。

2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 週休2日促進工事

週休2日の取組を行う工事をいう。

(3) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日をいう。以下同じ。）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされた期間等は含まない。

(4) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(6) 週休2日の達成基準

ア 完全週休2日（土日）

完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成し

ているとみなす。

イ 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

ウ 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所日（現場休息日）を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 対象工事

本要領は、営繕工事に適用する。

4 対象工事の明示

発注者は、以下のアからウまでのいずれかの書面（電磁的記録を含む。）において、対象工事である旨を記載するものとする。

- ア 一般競争入札の場合 入札公告及び現場説明書
- イ 指名競争入札の場合 指名通知書及び現場説明書
- ウ 随意契約の場合 現場説明書

5 実施方法

受注者は、完全週休2日（土日）の取組を希望する場合は、工事着手前に、発注者と協議するものとする。なお、通期の週休2日の取組は必須とする。

6 工事費等の積算及び変更方法

(1) 補正方法

対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価、単位施工単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。

- ア 完全週休2日（土日）適用工事 労務費 1.02
現場管理費 1.01

- イ 月単位の週休2日適用工事 労務費 1.02

(2) 積算及び変更方法

原則、月単位の週休2日を前提に、(1)イにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

契約変更については、現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、宮崎県工事請負契約約款第24条の規定に基づき、下記のとおり、請負代金を変更する。

ア 完全週休2日(土日)を達成した場合は、補正係数を(1)アに変更し、請負代金のうち現場管理費補正分を増額変更する。

イ 月単位の週休2日に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

7 実施に当たっての留意事項

(1) 適切な工期の確保

発注者は、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、余裕期間制度の活用に努めるとともに、全体工期に影響がないよう設備工事、内装工事等の十分な施工期間を確保するなど、適切な工期を設定すること。

(2) 実施工程表の作成

受注者は、週休2日に取り組むに当たっては、工事着手から完成までの実施工程表(以下「工程表」という。)を作成し、工事請負契約後14日以内(宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する県の休日を含む。)に監督員に提出すること。

なお、工程表には、工事着手日、現場閉所(現場休息)日及び完成予定日を時系列で明示すること。

(3) 対象期間の確認・設定

監督員は、受注者から提出を受けた工程表により、週休2日が確保されていることを確認すること。

なお、一つの工事現場において、設備、内装等の複数の工事が重複する場合(分離で工事を発注した場合を含む。)など、全体工程に遅延が生じる恐れがある場合は、それぞれ十分な施工期間を確保するとともに、工場製作のみを実施した期間を対象期間から除外するなど、受注者と協議して、あらかじめ適切な「対象期間」を設定すること。

また、工事の一時中止等、工事着手後に「対象外としている内容に該当する期間」を変更する必要がある場合は、その都度、受注者と協議し、適切な「対象期間」に設定し直すこと。

(4) 緊急時の対応等

受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。

ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合

イ 異常気象時等における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合

ウ 現場見学会等、現場を公開する場合

エ その他必要と認められる場合

(5) 現場閉所(現場休息)状況の確認等

監督員は、受注者から提出を受けた工程表により、定期的に現場閉所(現場休息)日数を確認すること。

なお、確認に当たっては、新たな書類作成等により受注者の事務負担が増大しないよう留意

し、工事打合記録等の既存資料の活用に努めるとともに、現場閉所（現場休息）前日の指示等を控えるなど、現場閉所（現場休息）中の作業が発生することがないように配慮すること。

（6）週休2日促進工事の見える化

受注者は、週休2日促進工事である旨を工事看板等に明示すること。

8 その他

（1）工事成績評定

発注者は、受注者が週休2日促進工事を実施した場合は、宮崎県工事成績評定要領における評価項目「休日の確保を行っている。」により、適切に評価する。

提出された工程表が通期の週休2日の取得ですら前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領の別表第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。

（2）実施証明書の発行

発注者は、受注者が週休2日促進工事を実施した場合は、工事成績評定通知時に週休2日促進工事証明書（別記様式1）を発行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日以降に予算執行伺いを行う工事から適用する。

（経過措置）

この要領の施行前に「営繕工事における週休2日促進工事試行要領（令和4年4月1日施行）」を適用した工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日以降に予算執行伺いを行う工事から適用する。